

ネットとうほく 2020(検) 第 16 号-1
2021 年(令和 3 年) 3 月 26 日

〒981-1231

宮城県名取市手倉田字堰根 388

株式会社ケイズグループ(名取西口整骨院) 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照会書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関する調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。2017年(平成29年)4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体に対して、貴社の広告が、整骨院が服すべき広告規制に抵触しており問題ではないか等の情報が寄せられました。

そこで、上記の情報提供をふまえて、下記の事項についてお尋ねしますので、本書面到達後 2 ヶ月以内に、ご回答を書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

第1 照会の趣旨

貴院の建物に表示されている 「頭痛をとりたい」「頭蓋骨矯正」との表示は、「頭蓋骨矯正」により頭痛を取り除くという趣旨の広告と考えられますが、

1 柔道整復師法上の広告規制(別紙)に抵触するのではないかとの疑問があります。この点について、どのようにお考えでしょうか。

2 貴院の施術により、このような効能が得られる医学的な根拠をご教示ください。整骨院が実施することができる施術かどうかについても併せてご見解をお示しください。

第2 照会の理由

1 照会の趣旨1について

柔道整復師法は、患者の身体及び経済的利益の保護の見地から、同法第24条で、広告できる範囲を別紙の項目に限定しております。しかし、貴院の上記広告は、このような柔道整復師法で認められる範囲に含まれてはいないものと考えられます。したがいまして、当該広告の適法性について、貴院のご見解をうかがいたいと思います。

2 照会の趣旨2について

上記の通り、「頭痛をとりたい」「頭蓋骨矯正」は、「頭蓋骨矯正」により頭痛を取り除くという趣旨と考えられますが、そうだとすると、貴院の施術によりどのような医学的な根拠で 上記のような効能が生じるのかが明らかではありません。また、このような施術は医療行為であり医療機関ではない整骨院で実施することが認められているのかという疑問もあります。

3 むすび

以上の点について、貴院のご見解をうかがった上で、今後の対応を検討したいと考えております。ご回答よろしくお願ひいたします。

以上

整骨院等の広告の制限

「広告の制限」で広告できる内容が決められています。
「広告の制限」で認められていない内容は掲載禁止です。

柔道整復師法における広告の制限

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
 - 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 三 施術日又は施術時間
 - 四 その他厚生大臣が指定する事項（※）
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※【広告し得る事項】

- | | |
|--|-------------------|
| 一 ほねつぎ（又は接骨） | 四 予約に基づく施術の実施 |
| 二 第十九条第一項前段の規定による届出をした旨（平成28年6月29日追加） | 五 休日又は夜間における施術の実施 |
| 三 医療保険療養費支給申請ができる旨
(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請について
は医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る) | 六 出張による施術の実施 |
| | 七 駐車設備に関する事項 |

【広告し得る事項】二について
都道府県知事に開設の届出をした旨のこと

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

第七条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨、並びに施術者の氏名及び住所
【施術者である旨に含まれる表現】あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
 - 二 第一条に規定する業務の種類
 - 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 四 施術日又は施術時間
 - 五 その他厚生労働大臣が指定する事項（※）
- ② 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※【広告し得る事項】

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 一 もみりょうじ | 六 予約に基づく施術の実施 |
| 二 やいと、えつ | 七 休日又は夜間における施術の実施 |
| 三 小児鍼（はり） | 八 出張による施術の実施 |
| 四 法第九条の二第一項前段の規定による
届出をした旨（平成28年6月29日追加） | 九 駐車設備に関する事項 |
| 五 医療保険療養費支給申請ができる旨
(申請については医師の同意が必要な旨を明示する
場合に限る) | 【広告し得る事項】四について
都道府県知事に開設の届出をした旨のこと |